



作成の対象はだれですか？

対象の幼児・児童・生徒は、障害のある幼児・児童・生徒となります。特別支援学級、特別支援教室で学ぶ児童・生徒だけではなく、通常の学級で学ぶ障害のある児童・生徒も対象です。



どのような流れで作られるのですか？

個別指導計画に基づく指導は、Plan（計画）—Do（実践）—Check（評価）—Action（改善）のサイクルで進めていきます。



個別の教育支援計画・個別指導計画 作成スケジュール表

	個別の教育支援計画	個別指導計画	関連事項
3月（前年度）	年度の評価・新年度案の提示	年度の評価・新年度案の提示	保護者面談
4月	新年度案 修正	新年度案 修正	保護者面談
	保護者・本人の願い 加筆		
5月	運用	運用	教育委員会へ提出
6月			
7月	加筆・修正	学期評価・2学期計画提示	保護者面談
8月			
9月	運用	運用	
10月			
11月			
12月	加筆・修正	学期評価・3学期計画提示	保護者面談
1月	運用	運用	
2月			
3月	年度の評価・新年度案の提示	年度の評価・新年度案の提示	保護者面談

※個別の教育支援計画・個別指導計画ともに、保護者面談で説明を行い、配布をする。



作成の根拠はなんですか。

幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）、小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）及び中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）に基づいて作成します。

例えば、小学校の学習指導要領では以下のように書かれています。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

（小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 平成29年7月 抜粋）

【担当】教育指導課

03-5803-1300